

利用者負担額徴収基準額表 (2・3号認定)

平成 28 年 4 月 1 日現在

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間			保育短時間				
階層区分		定 義	3歳未満児	3歳児	4・5歳児	3歳未満児	3歳児	4・5歳児		
国	町		3号	2号		3号	2号			
1	A00	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援受給世帯	0	0	0	0	0	0		
2	B01	A階層を除き、当年度の市町民税非課税世帯	4,500	4,000	3,500	2,500	2,000	1,500		
3	C01	A階層を除き、当年度分の市町民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	均等割額のみ		18,500	11,600	10,600	16,500	9,600	8,600
	C02		47,000円未満		19,000	12,600	11,600	17,000	10,600	9,600
	C03		47,000円以上	48,600円未満	19,500	13,600	12,600	17,500	11,600	10,600
4	D01		48,600円以上	57,000円未満	22,200	14,600	13,600	20,200	12,600	11,600
	D02		57,000円以上	67,000円未満	23,400	15,600	14,600	21,400	13,600	12,600
	D03		67,000円以上	77,000円未満	24,600	16,600	15,600	22,600	14,600	13,600
	D04		77,000円以上	87,000円未満	25,800	17,600	16,600	23,800	15,600	14,600
	D05		87,000円以上	97,000円未満	27,000	18,200	17,200	25,000	16,200	15,200
5	D06		97,000円以上	115,000円未満	28,200	18,800	17,800	26,200	16,800	15,800
	D07		115,000円以上	133,000円未満	29,200	19,200	18,200	27,200	17,200	16,200
	D08	133,000円以上	151,000円未満	30,200	19,200	18,200	28,200	17,200	16,200	
	D09	151,000円以上	169,000円未満	31,000	19,200	18,200	29,000	17,200	16,200	
6	D10	169,000円以上	301,000円未満	31,000	19,200	18,200	29,000	17,200	16,200	
7	D11	301,000円以上	397,000円未満	31,000	19,200	18,200	29,000	17,200	16,200	
8	D12	397,000円以上		31,000	19,200	18,200	29,000	17,200	16,200	

※同一世帯で2人以上の児童が保育園等に通っている場合、保育料は2子は半額、3子は無料となります。
 さらに、安八町では住民基本台帳に記載されている第2子は2割軽減、第3子以降は4割軽減しています。
 また、年収約360万円未満の世帯について、ひとり親世帯の保育料は、1子から半額、2子以降は無料、一般世帯は、同時入所に関係なく2子は半額、3子以降は無料となります。